

鳥取県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成 18 年 4 月 19 日

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 特殊標章の交付等
- 第 3 章 身分証明書の交付等
- 第 4 章 保管及び返納
- 第 5 章 濫用の禁止等
- 第 6 章 雑則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、鳥取県の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、国民保護法第 158 条第 1 項に規定する特殊標章のうち、腕章、帽章、旗、車両章をいい、その表示位置、形象及び制式は、別表 1 に定めるとおりとする。

2 この要綱において「身分証明書」とは、国民保護法第 158 条第 1 項に規定する身分証明書をいい、その様式は、別表 2 のとおりとする。

(交付等の対象者)

第 3 条 知事は、国民保護法第 158 条第 2 項の規定に基づき、次に定める区分の者に対し、特殊標章又は身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）を行うものとする。

- (1) 県の職員（県の警察職員を除く。）であって、知事が国民保護法第 11 条の規定に基づき実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務を行う者
- (2) 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (4) 知事が指定した指定地方公共機関

(交付等の手続)

第4条 知事は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等を作成して交付するものとする。

2 知事は、原則として前条第2号及び第3号に掲げる者から特殊標章等に係る交付申請を受け、当該申請の内容を適正と認めた場合、当該申請者に対し、特殊標章等を作成して交付するものとする。

3 知事は、前条第4号に掲げる者から特殊標章等に係る使用許可申請を受けた場合、使用の許可を与えるものとする。

4 前2項の交付及び許可の申請は、原則として、別記様式1により行うものとする。

5 知事は、第1項及び第2項の交付等の際し、当該交付等をした者を、別記様式2に定める特殊標章等の交付又は使用許可した者に関する台帳に登録するものとする。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付等)

第5条 知事は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、知事が必要と認める者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 知事は、第3条第1号に掲げる者(前項に掲げる者を除く。)並びに同条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

3 知事は、第3条第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、特殊標章を付した腕章等の使用を許可するものとする。ただし、知事は、第3条4号に掲げる者から腕章等の使用の許可の申請があった場合で、その者が武力攻撃事態等において実施することが想定される国民保護措置の内容等を勘案し、必要と認めるときは、平時において、その使用を許可することができるものとする。

(旗及び車両章の交付等)

第6条 知事は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される施設若しくは車両、船舶、航空機等(以下「施設等」という。)を識別させるため、施設等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)を併せて交付等するものとする。

(訓練における使用)

第7条 知事は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第1号から第3号までに掲げる者(第5条第1項に掲げる者を除く。)に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 知事は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章を交付することができるものとする。

2 前項の場合において、知事は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返

納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 知事から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損したときは、別記様式3の特殊標章再交付申請書により速やかに知事に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付等)

第10条 知事は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項に規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 知事は、第5条第2項及び第3項の規定により、腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失したとき又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損したときは、別記様式4の身分証明書再交付申請書により速やかに知事に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により知事が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により知事が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、知事が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 知事は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するも

のとする。

(返納)

第 15 条 知事から特殊標章等の交付を受けた者は、県内の武力攻撃災害が終結し、又は身分を失う等の事由により知事が特殊標章を交付する必要がないと認める場合、特殊標章等を返納しなければならない。

第 5 章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる施設等については、当該施設等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第 17 条 知事は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第 6 章 雑則

(雑則)

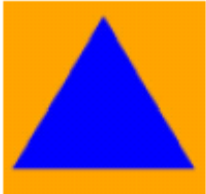
第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 鳥取県における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、防災局防災危機管理課が行うものとする。

附 則

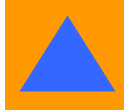

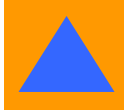
この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕章	左腕に表示		<p>オレンジ色地に青色の正三角形とする。 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例 : 鳥取県 1)</p>
帽章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別表 2 (第 2 条関係)

(表面)

	 身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 鳥取県知事 氏 名		
有効期間の満了日/Date of expiry		

(裏面)

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

別記様式 1 (第 4 条関係)

特殊標章等に係る 交 付 申 請 書
使用許可

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

私は、国民保護法第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名:(漢字)..... (ローマ字).....	生年月日(西暦)年 月 日
申請者の連絡先 住 所:〒..... 電話番号:..... E-mail:.....	写 真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長:.....cm 眼の色:..... 頭髪の色:..... 血液型:..... (Rh 因子.....)	

標章を使用する衣服、施設、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄) 資 格:..... 証明書番号:..... 交付等の年月日:..... 有効期間の満了日:..... 返納日:.....
--

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
鳥取県知事	様
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失(破損等)年月日	
3 紛失の状況(破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 印欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
鳥取県知事 様	
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 印の欄は、記入しないこと。